

政策的随意契約による物品の調達(役務の提供)について (契約前公表)

物品調達について、次のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、石川県財務規則第130条の2第2号の規定により公表する。

令和5年3月24日

石川県知事 馳 浩

1 随意契約する内容

(1) 調達物品(役務)名

石川県立宝達高等学校 学校駐在業務

(2) 調達物品(役務)の規格・数量等

下記履行期間中の学校駐在業務

平日 17時00分～19時00分

(ただし、学校行事等により変動あり)

(3) 納入期限(履行期間)

令和5年4月3日(月)～令和6年3月31日(日)

(4) 発注所属及び納入場所

住所：羽咋郡宝達志水町今浜ト80

所属：石川県立宝達高等学校

連絡先：TEL 0767-28-3145 FAX 0767-28-4056

2 契約相手方の選定基準

石川県内に所在すること。

高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターであること。

3 契約相手方の決定方法

(1) 見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した施設と契約する。

(2) 見積書の提出が1施設のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるか確認のうえ契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和5年 4月3日(月) 10時00分

(2) 提出先

住所：羽咋郡宝達志水町今浜ト80

所属：石川県立宝達高等学校

連絡先：TEL 0767-28-3145 FAX 0767-28-4056